

## 第九管区海上保安本部公示第39号

水路業務法（昭和25年法律102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和5年7月11日

第九管区海上保安本部長

倉田 雄二（公印省略）

名立漁港の水路測量

### 1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

名 称 新潟県上越地域振興局 直江津港湾事務所  
住 所 新潟県上越市港町1-11-2

### 2 水路測量を実施する区域及び期間

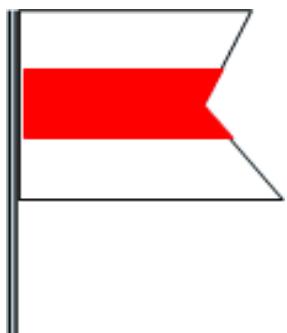
区 域 名立漁港（付図に示すとおり）  
期 間 令和5年7月13日から令和5年8月13日までのうち  
2日間

### 3 水路測量の実施方法

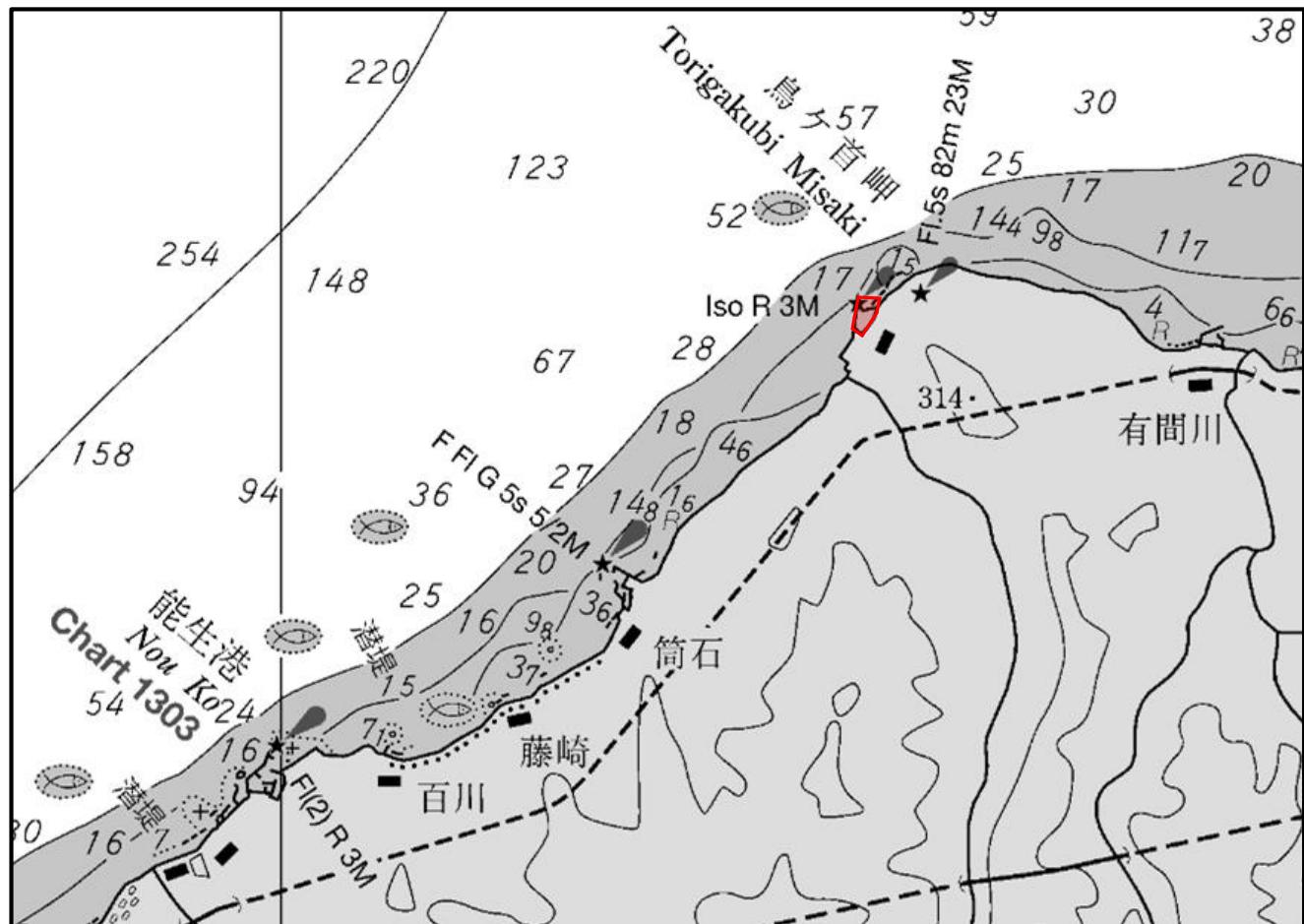
GNSSにより測位し、音響測深機及び測鉛による測深を行う。

### 4 航行船舶に対する安全措置

作業船は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める白紅白の標識を掲げる。



## 付図



測量区域